

令和2年度北海道労働局行政運営方針 取組結果報告（上半期）

（令和2年度 第1回 北海道労働局地方労働審議会提出資料）

令和2年10月 北海道労働局

令和2年度 北海道労働局行政運営方針取組結果報告（上半期） 目次

I 北海道労働局における最重要課題

1 働き方改革による労働環境の整備等

- (1) 長時間労働の是正や労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備等 --- 1
- (2) パートタイム・有期雇用等雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保 --- 4
- (3) 総合的なハラスメント対策の推進 --- 6

2 高齢者、就職氷河期世代、女性等の多様な人材の活躍促進

- (1) 高齢者の就労・社会参加の促進 --- 7
- (2) 就職氷河期世代活躍支援プランの実施 --- 9
- (3) 若者に対する就職支援 --- 12
- (4) 女性の活躍推進等 --- 14
- (5) 障害者、難病患者及びがん患者等の活躍促進等 --- 16
- (6) 外国人材受入れの環境整備 --- 17

II 労働行政の重要課題

1 雇用環境・均等行政の重点施策

- (1) 働き方改革に取り組む中小企業等に対する支援 --- 19
- (2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進 --- 20
- (3) 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進 --- 21
- (4) 個別労働関係紛争の解決の促進 --- 23

2 労働基準行政の重点施策

- (1) 労働災害防止対策の推進 --- 25
- (2) 法定労働条件の確保・改善対策 --- 26
- (3) 化学物質等による労働災害防止対策 --- 28
- (4) 治療と仕事の両立支援に関する取組の促進 --- 29
- (5) 最低賃金制度の適切な運営等 --- 30
- (6) 労災補償対策の推進 --- 31

3 職業安定行政の重点施策

(1) 地域の実情に即した雇用対策の推進

ア 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進	---	3 2
イ 人材不足分野等における人材確保対策の推進	---	3 3
ウ 職業能力開発による就職等支援	---	3 4
エ 地方公共団体等と連携した地域雇用対策の推進	---	3 6
オ 重層的なセーフティネットの構築	---	3 9

(2) 求職者の状況に応じた就職等の支援

ア 季節労働者の通年雇用化の推進と雇用の安定等	---	4 1
イ 刑務所出所者等に対する就労支援の推進	---	4 2

(3) 民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進

(4) 雇用保険制度の適正な運営

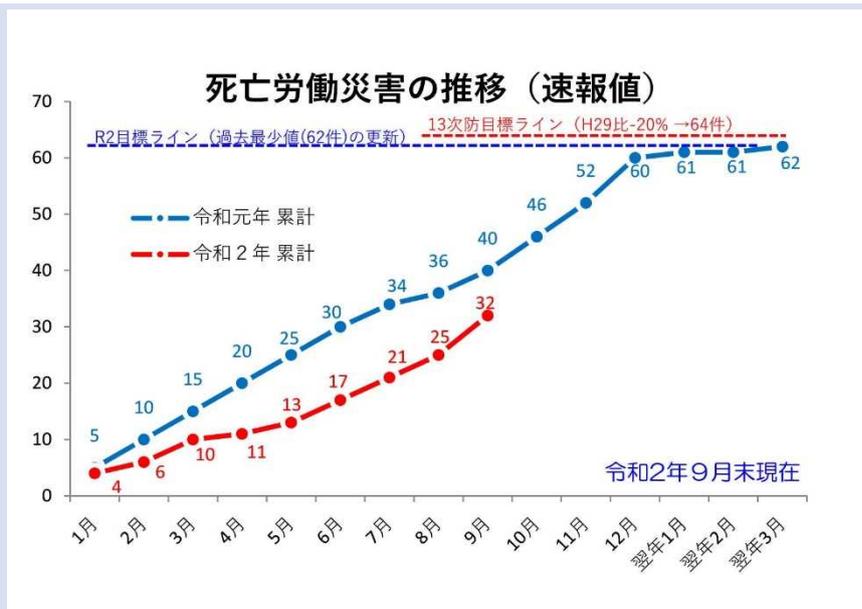
4 労働保険適用徴収行政の重点施策

(1) 公平・的確な労働保険の運営

令和2年度北海道労働局の行政目標（数値目標）

4 9

最重要課題	1 働き方改革による労働環境の整備等
テーマ 取組の方向・目標	<p>(1) 長時間労働の是正や労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備等</p> <p>ア 長時間労働の是正を図るための監督指導を引き続き行うとともに、時間外労働上限規制の適用猶予事業・業務に係る相談・支援を推進する。</p> <p>イ 大企業・親事業場の働き方改革に伴う下請等中小事業者へのしわ寄せ防止に向けて社会全体の気運の醸成を図る。</p> <p>ウ 13次防の3年目は、全産業の死亡災害について過去最少(63人)の更新を目指す。</p> <p>エ 全国産業安全衛生大会が開催されることを契機として労働災害防止に向けた気運の醸成を図る。</p> <p>オ 産業医・産業保健機能の強化に係る労働安全衛生法の改正内容について、その遵守を図る。</p> <p>カ 労働者数50人以上及び特定9業種(製造業、建設業、運輸交通業、社会福祉施設、医療保健業、卸売業、小売業、通信業、情報処理サービス業)の30人以上50人未満の事業場についてストレスチェックの実施等のメンタルヘルス対策の取組を促進する。</p>
取組結果	<p>ア 長時間労働の是正及び適用猶予事業・業務に係る相談・支援</p> <p>① 上半期、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る監督指導(関係法令の周知等しわ寄せ防止に向けた取組を含む)を363件実施し、279件で労働基準関係法令違反が認められた(違反率76.9%)(9月末現在)。</p> <p>② 北海道働き方改革推進支援センターに寄せられた労働時間に関する相談276件、また、専門家派遣の出張相談件数は120件。(9月末現在)【資料1-1】</p> <p>③ 専門家を派遣した窓口については37商工団体等の協力を得られた。</p> <p>イ 大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者へのしわ寄せ対策(中小企業庁との連携)</p> <p>下請けを有する大企業・親事業者を選定し、11月のキャンペーン月間を中心に働き方・休み方改善コンサルタントが企業を訪問して、大企業・親事業者の仕事のしわ寄せが下請等中小事業者に行かぬよう要請を実施することとしているが、月間に限らず該当する企業に局幹部職員が訪問した場合に「しわ寄せ」防止の啓発を実施した。</p> <p>ウ 13次防における重点業種対策の取組</p> <p>① 令和2年9月末の死亡災害は、令和元年の同時期(40人)と比べて8人減少(-20.0%)し、32人となった。【資料1-2、1-3】</p> <p>② 労働災害防止に係る監督指導等を3,412件、説明会を17件実施した。(9月末現在)</p>



エ 労働災害防止に向けた気運の醸成

全国産業安全衛生大会（10月7日～9日）の現地開催は中止されたが、中央労働災害防止協会ホームページに掲載される最新の安全衛生活動の成果や好事例を収録した「第79回札幌大会研究発表集」に「北海道における安全衛生の課題と取組（冬型災害との闘い）」を寄稿した。

オ 産業医・産業保健機能の強化

産業医研修会等やホームページを利用して周知を行い、さらに労働者100人以上の事業場に対し、産業医の職務履行状況等の自主点検を実施し、産業医・産業保健機能の強化に係る労働安全衛生法の改正内容の実態把握を行った。

カ メンタルヘルス対策の推進

- ① 個別指導83件のほか、メンタルヘルス取組状況について約2,000件自主点検を実施して、実態把握を行った。
- ② 北海道産業保健総合支援センターが実施している個別訪問支援の利用促進を図った。

※ 令和2年9月現在でメンタルヘルス対策等への取組がある事業場の割合は以下のとおり。

- ・ 労働者数50人以上の全業種…89.3%
- ・ 労働者数30人から49人の特定9業種について、製造業、建設業、運輸交通業、社会福祉施設、医療保健業、卸売業、小売業、通信業、情報処理サービス業…65.4%
- ・ ストレスチェック実施率…89.7%

<p>取組目標に対する下半期の主な取組</p>	<p>ア ① 引き続き、労災請求事案、情報等の長時間・過重労働対策事案について、監督指導を実施する。11月の「過労死等防止啓発月間」に「過労死等防止対策推進シンポジウム」及び「過重労働解消キャンペーン」を実施する。【資料1-4、1-5】</p> <p>② 委託事業である「働き方改革関連法に関する説明会」を実施する。</p> <p>③ 時間外労働の上限規制適用猶予業種等に対し、感染症の状況をみつつ関係行政機関等と連携の下、協議会（北海道建設業関係労働時間削減協議会、北海道トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会）を開催するほか、労働時間等説明会を開催し自主的な取組を促進するとともに、その他の支援を行う。</p> <p>④ 北海道働き方改革推進支援センターについては、企業説明会において、法律の説明とともに専門家による支援の必要性を説明して利用勧奨を引続き実施するとともに、新聞掲載などによる幅広い広報周知を実施する。</p> <p>イ 11月の「「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」において、労働局全体として「しわ寄せ」防止に向けた周知啓発に取り組む。【資料1-6】</p> <p>ウ 引き続き監督指導等を実施するとともに、建設業について10月から12月に展開する「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を通じて労働災害防止対策の強化を図る。また、林業について、関係機関等と連携した取組を進める。【資料1-7】</p> <p>エ 産業医・産業保健機能の強化に係る労働安全衛生法の改正内容についての実態把握結果を労働基準監督署へ情報提供を行い、個別指導等により遵守を図る。</p> <p>オ 引き続き、労働者数50人以上及び特定9業種（製造業、建設用、運輸交通業、社会福祉施設、医療保健業、卸売業、小売業、通信業、情報処理サービス業）の30人以上50人未満の事業場についてストレスチェックの実施等のメンタルヘルス対策の取組を促進する。</p>
<p>担当部署</p>	<p>労働基準部監督課、安全課、健康課／雇用環境・均等部指導課</p>

最重要課題	1 働き方改革による労働環境の整備等
テーマ	(2) パートタイム・有期雇用等雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保
取組の方向・目標	<p>ア パートタイム・有期雇用労働法、改正労働者派遣法の円滑な施行のため、法の履行を確保するとともに周知等を図る。</p> <p>イ 中小企業に対し、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保及び正社員転換について、報告徴収によりパートタイム労働法の履行確保を図る。</p> <p>ウ 「北海道働き方改革・雇用環境改善プラン」に基づく取組の推進を図る。</p> <p>エ 無期転換ルールの円滑な運用を図る。</p> <p>オ キャリアアップ助成金の活用促進を図る。</p>
取組結果	<p>ア パートタイム・有期雇用労働法及び改正労働者派遣法の円滑な施行</p> <p>① 職務分析・職務評価の実施ガイドラインについて、ホームページにより周知した。</p> <p>② 「北海道働き方改革推進支援センター」において、非正規雇用労働者の均等・均衡待遇を含め、働き方改革の実現に係る相談に対応した。(161件(9月末現在))</p> <p>③ 特に、中小企業の理解・取組を促進するため、昨年6月1日に開設した特別相談窓口において丁寧な相談対応を行った。(99件(9月末現在))</p> <p>④ 関係機関と連携した説明会を開催して、パートタイム・有期雇用労働法及び改正労働者派遣法、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」(同一労働同一賃金ガイドライン)等の周知徹底を図り、法律等に沿った賃金規定の見直し等の取組の促進を図っている。(道内11地域において26回。(上期：苫小牧、北見地域各2回の合計4回開催。))</p> <p>⑤ 報告徴収については新型コロナウイルス感染防止のため8月まで中止とした。9月から順次実施している。(9件(9月末現在))</p> <p>イ 中小企業におけるパートタイム労働法の確実な履行</p> <p>報告徴収については新型コロナウイルス感染防止のため8月まで中止とした。9月から順次実施している。(5件(9月末現在))</p> <p>ウ 「北海道働き方改革・雇用環境改善プラン」に基づく取組の推進</p> <p>非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善にかかわる取組みについて、関係各部により実施した。【資料1-8】</p> <p>エ 無期転換ルールの円滑な運用</p> <p>無期転換ルールについてリーフレットを郵送し周知を行った。(労働者30人以上の企業約4,700社(8月))</p> <p>オ キャリアアップ助成金の活用促進</p> <p>ホームページにおいて制度周知を図っているほか、労働局及びハローワーク窓口において事業主等からの相談対応に努めている。さらに、包括連携協定における金融機関に対し助成金の周知依頼を行った。</p>

<p>取組目標に対する下半期の 主な取組</p>	<p>ア 引き続き、大企業に対しては報告徴収を実施して履行確保を図るほか、中小企業に対しては、説明会を開催するなどして、法律等に沿った賃金規定の見直し（均等・均衡待遇）等の取組の促進を図る。</p> <p>イ 「北海道働き方改革・雇用環境改善プラン」実施最終年度に当たることから、目標達成に向けて引き続き取組を実施する。</p> <p>ウ 改正労働施策総合推進法及びパートタイム・有期雇用労働法等説明会において、無期転換ルールに関する資料を配付し、事業主等へ周知を行う。また、集团的報告徴収の場を活用し、事業主への周知を行う。</p> <p>エ 引き続き助成金制度周知に努めるとともに、適正な支給事務を実施する。</p>
<p>担当部署</p>	<p>雇用環境・均等部企画課、指導課</p>

最重要課題	1 働き方改革による労働環境の整備等
テーマ	(3) 総合的なハラスメント対策の推進
取組の方向・目標	<p>ア 職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント防止措置の履行確保を図る。</p> <p>イ 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備を図る。</p>
取組結果	<p>ア 職場におけるハラスメント対策の推進</p> <p>① 令和2年6月1日施行の改正労働施策総合推進法についてプレス発表を実施。</p> <p>② 報告請求については、新型コロナウイルス感染症対応のため、9月から順次実施している。(23件(9月末現在))</p> <p>イ 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備</p> <p>① 改正労働施策総合推進法及びパートタイム・有期雇用労働法等説明会において、資料を配付し、事業主等へ周知を行った。また、集团的報告徴収の場を活用し、事業主への周知を実施。(道内11地域において26回の実施計画を立て、9月末までに苫小牧、北見地域各2回の合計4回開催。)【資料1-9】</p> <p>② パワーハラスメントに係る相談があった場合は、改正労働施策総合推進法について説明した上で、厚生労働省のホームページ「あかるい職場応援団」等の広報媒体を活用し、パワーハラスメントの予防・解決について周知を図った。</p>
取組目標に対する下半期の主な取組	<p>ア 引き続き、適切な指導を行いその履行を図ることとしている。</p> <p>イ 計画した改正労働施策総合推進法及びパートタイム・有期雇用労働法等説明会において、事業主等へ周知を行う。また、集团的報告徴収の場を活用し、事業主への周知を行う。</p>
担当部署	雇用環境・均等部指導課

最重要課題	2 高齢者、就職氷河期世代、女性等の多様な人材の活躍促進
テーマ	(1) 高齢者の就労・社会参加の促進
取組の方向・目標	<p>ア 企業における65歳超の継続雇用延長等に向けた環境整備を図る。</p> <p>イ 高年齢者の再就職支援の充実・強化を図る。</p> <p>ウ 地域における就業機会の確保に向けた取組の強化を図る。</p> <p>エ 高年齢者が安全・安心して働くことができる職場形成を促進する。</p>
取組結果	<p>ア 企業における高年齢者の定年延長・継続雇用の促進</p> <p>コロナ禍ではあるが、感染拡大地域以外の事業所を訪問し、定年延長や継続雇用制度について周知を図った。</p> <p>① 65歳までの高年齢雇用確保措置のある企業の状況 【雇用確保措置済企業数】 6,185社（31人以上企業規模）（3月末現在）</p> <p>② 高齢・障害・求職者雇用支援機構との連携による事業所訪問指導 【訪問指導事業所数】 500社（9月末現在）</p> <p>イ 高年齢者の再就職支援の充実・強化</p> <p>生涯現役支援窓口を利用する求職者に対し、丁寧な職業相談や情報提供に努め、各種就職支援を行った。</p> <p>① 生涯現役支援窓口（道内12所）の状況 【65歳以上の就職目標件数】 1,324件 【65歳以上の就職数】 769件（9月末現在） 【目標達成率】 58.1%（9月末現在）</p> <p>ウ 地域における就業機会の確保に向けた取組</p> <p>① 生涯現役促進地域連携事業 【実施地域】 2地域（帯広市、鷹栖町）</p> <p>② シルバー人材センターの状況 【道内シルバー人材センター数】 40か所</p> <p>エ 労働災害防止に向けた取組</p> <p>関係団体(244団体)に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」及び高年齢労働者が安心して働ける職場づくりに取組む中小企業のための補助金制度について会員への周知を要請した。</p> <p>また、ホームページにも掲載し、広く周知を図った。</p>

<p>取組目標に対する下半期の 主な取組</p>	<p>ア 令和2年度高齢者雇用状況報告において高年齢者雇用確保措置の未実施企業が確認された場合は、指導を行い、年度内解消を図る。</p> <p>イ 引き続き、企業に対してあらゆる機会を活用し、募集・採用に係る年齢制限の禁止について趣旨を説明し理解を求める。求職者に対しては、ニーズを捉えた職業相談・職業紹介を実施し、きめ細かな再就職支援を行う。</p> <p>ウ 「生涯現役促進地域連携事業」や「シルバー人材センター事業」を通じ、引き続き地方公共団体や各シルバー人材センターとハローワークとの連携・強化を図る。</p> <p>エ 引き続きあらゆる機会をとらえて、同ガイドライン及び補助金の周知を図る。</p>
<p>担当部署</p>	<p>職業安定部職業対策課／労働基準部安全課</p>

最重要課題	2 高齢者、就職氷河期世代、女性等の多様な人材の活躍促進
テーマ	(2) 就職氷河期世代活躍支援プランの実施
取組の方向・目標	<p>ア 就職氷河期世代において、不安定な就労状態にある方、就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方、社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方に対して個別の状況に応じた各種支援を行うことにより、就職・正社員化の実現や多様な社会参加等の実現等同世代の活躍の場が広がるよう取り組む。</p> <p>特に、不安定就労者については、国として30万人増（3年間）とする目標を踏まえ、北海道においては年間4,300人（令和2年度）の正規雇用を目指す。</p>
取組結果	<p>ア ハローワークにおける専門窓口の設置、専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援</p> <p>① 令和2年4月13日（月）に就職氷河期世代を対象とした専門窓口「就職氷河期世代サポートコーナー」をハローワーク札幌のわかものハローワーク内に設置した。支援対象者としては、正社員での就職を目指す就職氷河期世代（概ね35歳～55歳未満）で、安定した就労経験が少ない方への就職支援等を行っている。</p> <p>② 専門窓口が設置されていないハローワークにおいても、一人ひとりの課題に応じて、正社員化の実現等に向けたきめ細かな就職支援を行っている。</p> <p>③ ハローワークの職業紹介により、正社員に結びついた就職氷河期世代（35歳～55歳未満）の不安定就労者・無業者の就職者数は、1,131人（6月末現在）となっている。</p> <p>イ 短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得支援</p> <p>① ハローワークにおける求職者に対する「短期資格等習得コース事業」（委託事業）への誘導及び、訓練事業者に対して職業訓練受講給付金の受給が適切に行われるようハローワークとの連携を依頼した。</p> <p>＊「短期資格等習得コース事業」各コースは10月以降順次開講予定。</p> <p>② 「就職氷河期世代支援プログラム」等に基づく求職者支援訓練におけるコース設定の要件緩和等により、訓練期間並びに訓練時間を短く設定した介護職員初任者研修修了コースを7月から実施した。</p> <p>③ 就職氷河期世代の不安定就労者等の安定就職を支援する「不安定就労者再チャレンジ支援事業」（労働局委託事業）の実施</p> <p>札幌、函館、旭川及び帯広地域において、民間委託により求職活動の支援、就職あっせん及び職場定着支援を総合的に実施。10月1日現在48名が参加。</p> <p>ウ 就職氷河期世代の失業者等を正社員で雇い入れた企業への助成金の拡充等</p> <p>① 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）</p> <p>就職氷河期世代に就職の機会を逸したこと等により、十分なキャリア形成がなされなかったために、正規雇用労働者として就職困難な者をハローワーク等の紹介により、正規雇用労働者として雇い入れる事業主へ助成している。</p>

② トライアル雇用助成金

安定的な就職が困難な求職者に対し、一定期間試行雇用する事業主を助成することにより、その適性や業務遂行可能性の見極め等、求職者と求人者の相互理解を促進している。

エ 地域若者サポートステーションの対象年齢の拡大、福祉機関等へのアウトリーチ等の強化

① 今年度から就職氷河期世代の無業者の支援のため対象年齢が 49 歳まで拡充されたことを踏まえ、地域若者サポートステーションが設置されている地域のハローワークにおいては、連携体制の強化を図っている。

また、就職氷河期世代専門窓口「就職氷河期世代サポートコーナー」を設置している札幌わかものハローワークにおいては、定期的に地域若者サポートステーションの相談窓口を開設している。

② ジョブカフェ・ジョブサロンが設置されている地域のハローワークにおいてはジョブカフェ・ジョブサロンと連携を図るとともに、各ハローワークにおいては日頃からひきこもり相談窓口等自立相談支援機関等との積極的な連携に努めている。

オ 都道府県就職氷河期世代活躍支援プラットフォームの形成・活用

令和 2 年 7 月 10 日（金）に北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム第 1 回会議を開催（書面開催）し、7 月 20 日（月）付けで「北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要領」を策定した。

令和 2 年 9 月 2 日（水）に北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム第 2 回会議を開催し、9 月 28 日付けで「北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム事業実施計画書」を策定した。【資料 1 - 10】

<p>取組目標に対する下半期の主な取組</p>	<p>ア 就職氷河期世代を対象とした専門窓口「就職氷河期世代サポートコーナー」の積極的な周知を行うとともに、就職氷河期世代の方々に対する総合的な支援を実施する。 専門窓口が設置されていないハローワークにおいても、引き続ききめ細かな就職支援を行う。</p> <p>イ ① 「短期資格等習得コース事業」の周知及び参加勧奨を行う。 ② 新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた非正規労働者等に対しても「不安定就労者再チャレンジ支援事業」の積極的な促進を行う。</p> <p>ウ ① ハローワークにおいて正社員求人を提出する事業主や正社員での就職を希望する対象労働者に対し助成金制度の丁寧な説明を行うほか事業所への求人開拓時に周知広報を行い制度の適切な運用を図る。 ② 「短期資格等習得コース事業」及び「不安定就労者再チャレンジ支援事業」の対象者が当該助成金の対象者となり得ることから、業界団体等に対して制度に関する説明を行うとともに関連事業者への周知等協力依頼を行う。</p> <p>エ 引き続き、関係機関との連携強化に努める。</p> <p>オ 北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム事業実施計画書に基づき事業に取り組む。</p>
<p>担当部署</p>	<p>職業安定部職業安定課、職業対策課、訓練室</p>

最重要課題	2 高齢者、就職氷河期世代、女性等の多様な人材の活躍促進
テーマ	(3) 若者に対する就職支援
取組の方向・目標	<p>ア 新規学卒者の就職内定率について、前年度実績以上を目指す。</p> <p>イ フリーター等の正社員就職数について、12,231人以上を目指す。</p> <p>ウ 北海道労働政策協定に基づく「みらいっぽ（北海道わかもの就職応援センター）」を拠点とした取組を始め、北海道との連携による若年者就職支援に、全道的に取り組む。</p>
取組結果	<p>ア 新規学卒者の就職支援</p> <p>(ア) 新規高卒者に対する就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 就職支援ナビゲーターによる支援 随時 ② 高校生就職面接会 下半期に道内8か所のハローワークにおいて、計8回開催予定。 ③ 令和3年3月末の就職率 10月分から公表予定（前年度3月末98.6%）。 <p>(イ) 新規大卒者等に対する就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大学生等企業説明会・就職面接会 大学等 WEB 合同企業説明会 2020in 北海道を開催予定（10月8日、9日、11月5日、6日）。 今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、WEB で開催予定。 ② 令和3年3月末の就職率 令和3年3月分を公表予定。 <p>イ フリーターや就職氷河期世代に対する正社員就職に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 令和2年6月末現在の就職者数（就職氷河期世代を含む。） 2,406人 ② 札幌わかものハローワーク 127人（8月末現在） ③ わかもの支援窓口（道内6か所） 299人（8月末現在） ④ 道内9か所の地域若者サポートステーションとの連携。 <p>ウ 北海道との連携による若年者就職支援</p> <p>北海道労働政策協定に基づく「みらいっぽ（北海道わかもの就職応援センター）」の取組、北海道との連携による若年者就職支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「みらいっぽ」の就職者数 3,319人（8月末現在） ② 道内5か所のジョブカフェ地方拠点における一体的な就職支援の実施。

<p>取組目標に対する下半期の主な取組</p>	<p>ア 高校生に対しては、就職支援ナビゲーターによるきめ細かな職業相談、保護者向け啓発文の送付、新規高卒者就職面接会を開催する。また、大学生等に対しては、就職支援ナビゲーターによる大学等への定期訪問を行い、情報収集及び支援メニューの提案とともに出張相談等を実施、WEBによる合同企業説明会を開催する。</p> <p>イ 「わかもの支援窓口」において、支援対象者の選定と個々のニーズや能力等に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施するとともに、地域若者サポートステーションと連携した個別支援を実施する。</p> <p>ウ 「ジョブカフェ北海道」の担当者との定例打合において、「みらいっぽ」の就職件数や地方拠点を含むジョブカフェの実施事業の進捗管理を行うとともに、若年者地域連携事業により引き続き北海道と連携した就職支援を実施する。</p>
<p>担当部署</p>	<p>職業安定部職業安定課</p>

最重要課題	2 高齢者、就職氷河期世代、女性等の多様な人材の活躍促進																						
テーマ	(4) 女性の活躍推進等																						
取組の方向・目標	<p>ア 改正女性活躍推進法等に基づき、一般事業主行動計画において、複数の数値目標の設定等が義務付けられている 301 人以上企業について、履行確保を図るとともに、取組の実効性確保を図る。また、300 人以下の中小企業について、女性の活躍推進の取組の加速化、女性のデータベースによる公表を図る。さらに、多くの企業が「えるぼし」「プラチナえるぼし」取得を目指すよう働きかける。</p> <p>イ 子育てと仕事の両立を望む女性等にマザーズハローワーク等において、一人ひとりの希望や状況に応じたきめ細かな就職支援を行う。</p>																						
取組結果	<p>ア 改正女性活躍推進法の履行確保</p> <p>① 9 月末の届出率は 301 人以上の義務企業では 535 社中 526 社（98.3%）、300 人以下の企業では 552 社であった。</p> <table border="1" data-bbox="363 824 1393 1021"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">301 人以上企業</th> <th>300 人以下企業</th> </tr> <tr> <th>①企業数</th> <th>②届出企業数</th> <th>③届出率</th> <th>届出企業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年 9 月末</td> <td>527</td> <td>513</td> <td>97.3%</td> <td>436</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年 9 月末</td> <td>535</td> <td>526</td> <td>98.3%</td> <td>552</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 行動計画の期間が終了する義務企業については、改正法の周知とともに次期行動計画の策定・届出等を行うよう働きかけ、女性活躍推進データベースの利用を勧奨した。</p> <p>③ 新たに把握した義務企業や、行動計画の期間が終了した企業については、行動計画を速やかに策定・届出等を行うよう電話督促、報告徴収、助言等を行うとともに届出時に改正法の履行確保について確認を行った。</p> <p>努力義務企業については、「中小企業のための女性活躍推進事業」（本省委託事業）の活用を勧め、策定に努めるよう働きかけた。</p> <p>④ 女性活躍推進法の改正やオンライン説明会等（本省委託事業）についてホームページへの掲載や主要使用者団体への働きかけ等あらゆる機会を捉え周知した。</p> <p>イ 子育てと仕事の両立を望む女性等への就職支援の推進</p> <p>マザーズハローワーク札幌及び道内ハローワークのマザーズコーナーにおいて、子育てがしやすい求人情報の提供、託児付きセミナーの実施、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等の就職支援を実施した。</p> <p>① 男女共同参画センターと共催の「パソコン短期セミナー」（5 日間）（9 月末現在）</p> <p>【開催回数】 2 回</p> <p>【参加者数】 19 名（うち託児利用者延べ 10 名）</p> <p>② 担当者制による重点支援対象者の就職率</p> <p>97.5%で目標値を 4.1 p 上回った（目標値は 93.4%）。（9 月末現在）</p>					301 人以上企業			300 人以下企業	①企業数	②届出企業数	③届出率	届出企業数	令和元年 9 月末	527	513	97.3%	436	令和 2 年 9 月末	535	526	98.3%	552
	301 人以上企業			300 人以下企業																			
	①企業数	②届出企業数	③届出率	届出企業数																			
令和元年 9 月末	527	513	97.3%	436																			
令和 2 年 9 月末	535	526	98.3%	552																			

<p>取組目標に対する下半期の 主な取組</p>	<p>ア ① 301人以上企業へは、引き続き電話督促、報告徴収、文書を含めた指導等により継続した取組を求め、履行確保を図り、計画終期を迎える企業に対し、次期行動計画の策定について勧奨を行う。</p> <p>② 300人以下企業へは、両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）や「中小企業のための女性活躍推進事業」の活用による行動計画の策定支援を引き続き実施する。</p> <p>③ 女性活躍推進法の改正について、道内各地での説明会の開催等あらゆる機会を活用し周知を行う。</p> <p>イ ① 引き続き、子育てと仕事の両立を望む女性等にマザーズハローワーク等において、子育てがしやすい求人情報の提供や、託児付きセミナーやパソコン短期セミナーの実施、担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介等の就職支援を実施する。</p> <p>② 女性の就業支援について、北海道・札幌市とも連携して実施していく。</p>
<p>担当部署</p>	<p>雇用環境・均等部企画課、指導課／職業安定部職業安定課</p>

最重要課題	2 高齢者、就職氷河期世代、女性等の多様な人材の活躍促進
テーマ	(5) 障害者、難病患者及びがん患者等の活躍促進等
取組の方向・目標	ア ハローワークの紹介による障害者の就職件数について前年度実績以上を目指す。
取組結果	<p>ア 障害者、難病患者及びがん患者等に対する就労支援</p> <p>① 障害者の雇用状況（ハローワークによる職業紹介状況）（9月末現在）</p> <p>【新規求職者申込件数】 5,097 件</p> <p>【就職件数】 2,208 件（前年度 4,728 件）</p> <p>【目標達成率】 46.7%</p> <p>② 就職から職場定着までの「チーム支援」の実施（9月末現在）</p> <p>【支援対象者】 577 件</p> <p>【就職件数】 252 件</p> <p>③ 精神障害者雇用トータルサポーターによる支援</p> <p>【就職件数】 107 件（9月末現在）</p> <p>④ 医療機関との連携（札幌市内 6 医療機関と連携）</p> <p>【就職件数】 7 件（9月末現在）</p> <p>⑤ 障害者就職支援ナビゲータ（発達障害者分（2所に配置））による支援</p> <p>【就職者数】 45 人（9月末現在）</p> <p>⑥ 発達障害者雇用トータルサポーター（1所に配置）による支援</p> <p>【就職件数】 8 件（9月末現在）</p> <p>⑦ 難病患者就職サポーターによる支援</p> <p>【支援対象者】 74 人</p> <p>【就職件数】 21 件（9月末現在）</p>
取組目標に対する下半期の主な取組	<p>ア ① 令和元年度の障害者職業紹介状況の結果（就職件数対前年度比 4.1%減、目標未達成）を踏まえ、法定雇用率未達成企業・公的機関への計画的な指導を実施するとともに、特に障害者雇用 0 人企業に対しては、関係機関との連携による提案型の支援に努め、求職者に対してはきめ細かな職業相談・職業紹介に努めるほか、コロナウィルス感染症の影響で集合開催はできないが、出前講座による開催により、障害者の職場定着を図るため「精神・発達障害者仕事サポーター養成講座」を開催する。</p> <p>② 訓練実施機関と連携を密にし、求職者の状況に応じた、効果的な職業訓練の受講あっせん、就職支援を行う。</p> <p>③ がん等の長期の治療が必要な疾患を持つ求職者に対しても、引き続き就職支援を実施する。</p>
担当部署	職業安定部職業対策課、職業安定課

最重要課題	2 高齢者、就職氷河期世代、女性等の多様な人材の活躍促進
テーマ	(6) 外国人材受入れの環境整備
取組の方向・目標	<p>ア 技能実習生を含めた外国人労働者の法定労働条件の履行確保対策及び外国人の労働災害が増加傾向にある業種に対する労働災害防止対策を推進する。</p> <p>イ 外国人雇用状況届出制度の周知・徹底を進め、外国人労働者の雇用実態の正確な把握に努め、雇用管理の改善を図る。</p> <p>ウ 留学生の就職支援の更なる展開と支援体制の強化を図る。</p>
取組結果	<p>ア 技能実習生を含めた外国人労働者の適正な労働条件及び安全衛生の確保</p> <p>① 労働基準関係法令の履行確保上問題が疑われる実習先に対し7件の監督指導を実施した（違反率71.4%）（9月末現在）。</p> <p>② 関係行政機関等を構成員とする「技能実習法に係る北海道地区地域協議会」を令和2年9月30日開催し、課題、制度運用上の留意点等の把握及び共有を図った。</p> <p>③ 外国人労働者相談コーナーについて、既設の労働局（ベトナム語）、函館労働基準監督署（中国語）に加え、新たに釧路労働基準監督署に英語及びタガログ語のコーナーを開設した。【資料1-11】</p> <p>④ 技能実習生の監理団体(89団体)、外国人技能実習機構、国際研修協力機構に対し外国人労働者向けの視聴覚教材の活用について要請するとともに、ホームページにも掲載し、広く周知を図った。【資料1-12】</p> <p>イ 外国人雇用状況届出制度の周知・徹底</p> <p>【外国人雇用事業所訪問件数目標】 72件</p> <p>【外国人雇用事業所訪問件数】 2件（9月末現在）</p> <p>ウ 留学生の就職支援</p> <p>コロナ禍において留学生及び事業主の相談は少ないところであるが、オンラインを活用したセミナーや相談会の開催を図った。</p> <p>① 留学生コーナーの活用状況（9月末現在）</p> <p>【新規求職者数】 19件</p> <p>【相談件数】 71件</p> <p>【就職件数】 1件</p> <p>【就職率】 5.3%</p> <p>② 外国人雇用管理アドバイザー（留学生支援分）の活動状況</p> <p>【相談件数】 10件（9月末現在）</p> <p>③ 外国人留学生サポート事業について</p> <p>【セミナー・相談会】 4回（9月末現在）</p>

<p>取組目標に対する下半期の 主な取組</p>	<p>ア ① 引き続き、労働基準関係法令の履行確保上問題が疑われる実習先に対し、監督指導を実施する。</p> <p>② 引き続きあらゆる機会をとらえて、外国人労働者向けの視聴覚教材の活用について周知を図る。</p> <p>イ 引き続き、ハローワークに外国人雇用状況届出制度の周知用リーフレットを配置するほか、コロナ禍で実施が延期されていた事業所訪問については、9月から再開しており、制度の周知や雇用管理改善を進める。</p> <p>ウ 在留資格に基づいた就職可能な職種に応じた個別支援を実施するとともに、大学等との連携を強化し、定期的な連絡（求人情報の提供など）や留学生コーナーへの来所勧奨などフォローアップを徹底し、卒業後の進路の把握と就職支援を図る。また、引き続き本省委託事業「外国人留学生採用サポート事業」によるセミナーや面接会、インターンシッププログラムなどの就職支援の強化を図る。</p> <p>特に、在留資格「特定活動（就職活動）」により、道内に留まって就職活動を継続する既卒留学生について、きめ細かな支援を実施する。また、留学生の採用を検討している事業主等に対しては、外国人雇用管理アドバイザー（留学生支援分）が引き続き相談に応じる。</p>
<p>担当部署</p>	<p>労働基準監督課、安全課／職業安定部職業対策課、職業安定課</p>

重要課題	1 雇用環境・均等行政の重点施策														
テーマ	(1) 働き方改革に取り組む中小企業等に対する支援														
取組の方向・目標	<p>ア 改正労働時間等設定改善指針の周知・啓発を行い、労働時間等の設定の改善のための助言指導を実施する。</p> <p>イ 年次有給休暇の取得促進と勤務間インターバル制度の導入を促進する。</p> <p>ウ 中小企業や事業主団体に対する助成を行う。</p> <p>エ 金融機関・北海道社会保険労務士会との協定による労働施策の周知を行う。</p>														
取組結果	<p>ア 改正労働時間等設定改善指針等を通じた働き方・休み方の見直し 働き方・休み方改善コンサルタントによる労働時間等の設定改善に関する相談体制を整えた。</p> <p>イ 年次有給休暇の取得促進と勤務間インターバル制度の導入促進 夏季における年次有給休暇取得促進及び10月の年次有給休暇取得促進月間についてホームページに掲載を行い、企業団体等へ会員企業に資料配布の要請を実施した。</p> <p>ウ 中小企業や事業主団体に対する助成 働き方改革推進支援助成金、業務改善助成金についてホームページに掲載したほか、6月に事業主団体に対し周知協力を依頼した。</p> <p>【助成金申請状況】（9月末現在）</p> <table border="1" data-bbox="363 1059 1453 1254"> <thead> <tr> <th>助成金名</th> <th>令和2年度交付申請件数</th> <th>令和元年度交付申請件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>働き方改革推進支援助成金</td> <td>421件</td> <td>188件</td> </tr> <tr> <td> 勤務間インターバル導入コース</td> <td>57件</td> <td>174件</td> </tr> <tr> <td>業務改善助成金</td> <td>8件</td> <td>15件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 勤務間インターバル導入コースは「働き方改革推進支援助成金」の内数である。</p> <p>エ 金融機関・北海道社会保険労務士会との協定による労働施策の周知 金融機関等との包括連携協定については、働き方改革に関する助成金リーフレットの配付などの協力体制を継続している。</p>			助成金名	令和2年度交付申請件数	令和元年度交付申請件数	働き方改革推進支援助成金	421件	188件	勤務間インターバル導入コース	57件	174件	業務改善助成金	8件	15件
助成金名	令和2年度交付申請件数	令和元年度交付申請件数													
働き方改革推進支援助成金	421件	188件													
勤務間インターバル導入コース	57件	174件													
業務改善助成金	8件	15件													
取組目標に対する下半期の主な取組	<p>ア 労働時間等の設定改善に関して働き方・休み方改善コンサルタントによる企業への働きかけを行う。※下半期80件訪問予定。</p> <p>イ 年末年始及びゴールデンウィークにおける年次有給休暇取得促進についてホームページ、企業団体等への周知広報を実施する。</p> <p>ウ 引き続き制度周知に努めるとともに、適正な支給事務を実施する。</p> <p>エ 働き方改革への金融機関の取組について事例発表の場を設けることを予定していること、また、北海道社会保険労務士会とは働き方改革推進支援センターへコーディネーターの配置など、引続き、働き方改革推進に積極的な協力体制を継続する。</p>														
担当部署	雇用環境・均等部指導課、企画課														

重要課題	1 雇用環境・均等行政の重点施策
テーマ	(2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進
取組の方向・目標	ア 性別による差別の禁止及び妊娠等を理由とする不利益取扱い禁止に係る法違反事案に厳正に対応し、報告徴収における指導事項の是正率を年度末において9割以上とする。
取組結果	<p>ア 男女雇用機会均等法の実効性の確保</p> <p>① 個別事案に関する相談に対しては、相談者のニーズに応じて、紛争解決援助又は調停により、円滑かつ迅速に解決の促進を図った。(1件(9月末))</p> <p>② 報告徴収については新型コロナウイルス感染症対応のため、9月から順次実施している。(26件(9月末))</p>
取組目標に対する下半期の主な取組	ア 引き続き、法令の周知徹底を図るほか、個別事案に対しては円滑かつ迅速に解決の促進を図ることとしている。
担当部署	雇用環境・均等部指導課

重要課題	1 雇用環境・均等行政の重点施策
テーマ	(3) 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進
取組の方向・目標	<p>ア 子の看護休暇等の改正内容の周知とともに、育児休業の取得等を理由とした不利益取扱いに対する報告徴収・是正指導等を行う。</p> <p>イ 次世代育成支援対策推進法に基づき、101人以上企業における一般事業主行動計画の策定・届出の履行確保を図る。くるみん認定・プラチナくるみん認定の申請に向けた一般事業主行動計画の策定を積極的に働きかける。</p>
取組結果	<p>ア 育児・介護休業法の周知及び履行確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 令和3年1月1日より施行となる子の看護休暇・介護休暇の時間単位での取得を可能とする改正内容について周知を行った。(約4,700社) ② 報告徴収については新型コロナウイルス感染症対応のため、9月から順次実施している。(34件(9月末)) ③ ホームページにおいて仕事と介護の両立支援のための制度について、周知を行っている。 ④ 両立支援等助成金についてホームページに掲載したほか、事業主団体に対し周知協力を依頼した。(6月) <p>イ 次世代育成支援対策推進法の実効性確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 9月末の届出率は101人以上の義務企業では1810社中1693社(93.5%)、100人以下の企業では1478社であった。 ② 新たに把握した義務企業や、行動計画の期間が終了した企業については、行動計画を速やかに策定・届出等行うよう文書及び電話による督促等を行った。行動計画の終了する企業については次期行動計画の策定・届出等を行うよう注意喚起を行った。 ③ 努力義務企業については、策定に努めるよう働きかけた。企業実態に即した行動計画の策定を促した。 ④ 認定企業の拡大に向け行動計画の目標が達成され、くるみん認定・プラチナくるみん認定の申請につながるよう丁寧な相談対応を行い、4社のくるみん認定が決定した。

<p>取組目標に対する下半期の 主な取組</p>	<p>ア ① 改正労働施策総合推進法、パートタイム・有期雇用労働法等に関する説明会において、令和3年1月1日より改正される内容について事業主等への周知を行うこととしている。また、市町村と連携して母子手帳交付時に育児休業制度や育児休業等を理由とする不利益取扱い等をわかりやすく解説した資料を配付すること等により、労働者への周知を行う予定である。</p> <p>② 法違反が疑われる事案を把握した場合には、労働者の意向を踏まえ、速やかに事業主に対する報告徴収・是正指導等を行う。また、労働者が報告徴収等を希望しない場合においても、集团的報告徴収を活用し、法の履行確保を行う。</p> <p>③ 地域包括支援センター等と連携して、労働者への両立支援制度の周知を行うとともに、介護離職を防ぐ。</p> <p>集团的報告徴収等の場を活用し、仕事と介護の両立支援制度について周知を行う。また、上記ア①の説明会において、広く周知を行う。</p> <p>④ 引き続き制度周知に努めるとともに、適正な支給事務を実施する。</p> <p>イ 引き続き、完全履行に向けて、文書督促等を行う。計画終期を迎える企業に対し、文書等による勧奨を行うとともに、くるみん認定・プラチナくるみん認定申請についての広報を行い、申請に向けて早期の相談対応を行う。</p>
<p>担当部署</p>	<p>雇用環境・均等部指導課、企画課</p>

重要課題	1 雇用環境・均等行政の重点施策
テーマ	(4) 個別労働関係紛争の解決の促進
取組の方向・目標	<p>ア 総合労働相談員への研修の充実等、総合労働相談コーナーの機能強化を図る。</p> <p>イ 効果的な助言・指導の実施に努める。また、あっせんについては、被申請人に対する参加勧奨を積極的に実施するとともに、あっせん申請受理後、2か月以内の完結率が85%（平成30年度実績）以上となるよう、紛争の迅速な解決に努める。</p> <p>ウ 労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会の開催等により、労働相談機関や紛争解決機関との連携を図る。</p>
取組結果	<p>ア 総合労働相談コーナーの機能強化</p> <p>① 特別労働相談窓口を2月より設置して、幅広く吸い上げるワンストップサービスに対応した。</p> <p>② 法律改正については、各総合労働相談員にマニュアル等を整理して常に最新情報を資料として配布、情報共有を行い相談業務に支障がないようにした。</p> <p>イ 効果的な助言・指導の実施及びあっせんの実施</p> <p>① 助言・指導については、令和2年4月1日～令和2年9月末までに118件受理し、118件全件が1か月以内に完結している。（9月末現在）</p> <p>② あっせんについては、令和2年4月1日～令和2年9月末まで101件受理し、同期間に前年度積み残しを含め126件が完結した。</p> <p>あっせんの参加は59件で参加率は45.4%、2か月以内完結率は61.5%であった。※新型コロナウイルス感染症対策により2か月間あっせんに延期した。</p> <p>③ 総合労働相談員に対しては、「あっせん」、「助言・指導」の受理時における事前協議やあっせん実施時に適宜指導及び必要な情報提供を行った。</p> <p>④ 令和元年度の個別労働紛争解決制度の施行状況について取りまとめ、公表した。（7月）【資料2-1】</p> <p>ウ 関係機関・団体との連携</p> <p>あっせん不調打切りの際には、申請人に対し、関係機関（札幌地方裁判所、北海道労働委員会、法テラス等）のリーフレットを送付し、関係機関の情報提供を行った。</p>

<p>取組目標に対する下半期の 主な取組</p>	<p>ア ① 引き続き必要な情報提供を行うとともに、必要と判断されるコーナーについては個別に業務指導を実施する。</p> <p>② 11月に全道総合労働相談員会議を開催し、相談業務の留意事項等について説明するとともに、北海道紛争調整委員会委員によるあっせん業務に係る留意事項、法改正についての研修を実施する。</p> <p>イ ① 引き続き受理時における事前協議等を通じて助言・指導等の効果的な実施に努める。</p> <p>② あっせんについては、受理後の参加の意思確認や日程確認を早急に行うこと等により、早期処理に努め、あっせん参加によるメリットを丁寧に説明すること等により、あっせん参加率の向上を目指す。</p> <p>ウ 労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡会議を開催、一般企業向けセミナーの共同開催等により、引き続き労働相談機関や紛争解決機関との連携を図る。(10月開催済み)</p>
<p>担当部署</p>	<p>雇用環境・均等部指導課</p>

重要課題	2 労働基準行政の重点施策
テーマ	(1) 労働災害防止対策の推進
取組の方向・目標	ア 労働災害が増加傾向にある又は減少がみられない食料品製造業、陸上貨物運送事業及び第三次産業における労働災害、転倒災害を始めとした業種横断的な労働災害並びに労働災害防止団体を構成しない業種の労働災害防止のため、重点的な取組を推進し、①上記3業種の死亡者数を平成29年と比較して、20%以上減少させる。②休業4日以上死傷者数について、平成29年と比較して5%以上減少させる。
取組結果	ア ① 食料品製造業の死傷者数は321人で平成29年同期比0.3%増(1人増加)、陸上貨物運送事業は469人で平成29年同期比3.3%増(15人増加)、第三次産業(小売業・社会福祉施設・飲食店)は870人で平成29年同期比20.5%(148人増加)となっている(8月末現在)。 ② 製造業のうち、食料品製造業を重点とした監督指導等は453件、陸上貨物運送事業については81件と多くの業務量を投入した(8月末現在)。 ③ 第三次産業(小売業・社会福祉施設・飲食店)を中心として業界団体等対して、高齢者対策を主体としたガイドラインの周知を重点に取り組んだ。
取組目標に対する下半期の主な取組	ア ① 食料品製造業、陸上貨物運送事業及び第三次産業について引き続き、監督指導等を実施する。 食料品製造業は10月に機械設計・製造者、機械使用者、労働災害防止団体等を構成員とした「製造業労働災害防止対策実務者会議」を開催し、必要な情報の共有を図る。 食料品製造業の事業者に対し労働災害防止説明会を第3四半期に8地区で実施する。 陸上貨物運送事業の事業者に対し労働災害防止説明会を12地区で実施する。 第三次産業のうち小売業については、11月に多店舗展開企業の本社を対象に労働災害防止連絡会議を実施する。 ② 業種横断的な労働災害防止対策として「STOP! 転倒災害プロジェクト」の継続的な周知、「北海道冬季ゼロ災運動」の展開(12月～3月)、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知に取り組む。 ③ 労働災害防止団体を構成しない業種の労働災害防止対策としては、農業、畜産業、水産業について関係団体と連携した労働災害防止にかかる情報の発信と共有を図る。
担当部署	労働基準部安全課

重要課題 2 労働基準行政の重点施策

テーマ (2) 法定労働条件の確保・改善対策

取組の方向・目標

ア 賃金不払残業の防止を始めとする法定労働条件の履行確保を図る。
 イ 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組を行う。
 ウ 自動車運転者、技能実習生等の労働条件の確保については、関係機関と連携を図りつつ効果的に推進する。

取組結果

ア 法定労働条件の確保等
 上半期は、1,972件監督指導を実施し、2,645件（違反率69.6%）で労働基準関係法令違反が認められた。違反のうち、割増賃金に関する違反は242件（13.1%）であった（9月末現在）。

イ 自動車運転者、技能実習生等の労働条件の確保

① 自動車運転者、技能実習生等について、それぞれ業所管官庁との相互通報・情報提供を行うとともに、労働相談をはじめとする各種情報から、労働基準関係法令の履行確保上問題が疑われる事案について監督指導等を実施した。
【通報件数及び監督件数】（9月末現在）

	通報した件数	通報された件数	監督件数（違反率）
自動車運転者	11件	3件	76件（78.9%）
技能実習生	8件	1件	7件（71.4%）

② トラック運転者に関し、荷主、事業者、学識経験者等を構成員とする「北海道トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」を令和2年7月30日開催し、生産性向上と長時間労働の抑制を実現するためのアドバンス事業について情報共有を図った。

③ 技能実習生に関し、「技能実習法に係る北海道地区地域協議会」を開催し、課題、制度運用上の留意点等の把握及び共有を図った。**【再掲】**

④ 外国人労働者相談コーナーについて、既設の労働局（ベトナム語）、函館労働基準監督署（中国語）に加え、新たに釧路労働基準監督署に英語及びタガログ語のコーナーを開設した。**【再掲】**

<p>取組目標に対する下半期の主な取組</p>	<p>ア 引き続き、賃金不払残業を始めとする労働基準関係法令の履行確保上問題が疑われる事業場に対して、監督指導を実施する。</p> <p>イ 「過労死等防止啓発月間」である11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施し、若者の離職率が高い若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して、同キャンペーン期間中に重点監督を実施する。【資料1－5（再掲）】</p> <p>ウ 自動車運転者、技能実習生の労働条件確保について、引き続き、労働基準関係法令の履行確保上問題が疑われる事業場に対し、監督指導を実施する。</p> <p>トラック運転者については、新型コロナウイルス感染症の状況をみつつ関係行政機関等と連携の下、労働時間等説明会を開催し自主的な取組を促進するとともに、その他の支援を行う。【再掲】</p>
<p>担当部署</p>	<p>労働基準部監督課</p>

重要課題	2 労働基準行政の重点施策
テーマ	(3) 化学物質等による労働災害防止対策
取組の方向・目標	ア 化学物質等による労働災害防止対策、石綿健康障害防止対策、粉じん障害防止対策を推進する。
取組結果	<p>ア 化学物質による労働災害防止対策、石綿健康障害防止対策、粉じん障害防止対策</p> <p>① 化学物質・石綿・粉じん対策について、6月以降、監督指導等を実施した（化学物質 221 件、石綿 108 件、粉じん 103 件）（9月末現在）。</p> <p>② 受動喫煙防止対策について、助成金（20 件申請）により事業者を支援するとともに、令和元年7月に策定された「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」について、各労働基準監督署が実施した集団指導（17 回）でリーフレットを配布した。</p> <p>また、北海道とポスター、リーフレットの配布について連携して取り組んだ。</p>
取組目標に対する下半期の主な取組	ア 引き続き化学物質対策に係る3か年計画（令和2年度から令和4年度）及び粉じん対策による監督指導等、石綿の事前調査新設等の石綿則改正の周知を実施する。
担当部署	労働基準部健康課

重要課題	2 労働基準行政の重点施策
テーマ	(4) 治療と仕事の両立支援に関する取組の促進
取組の方向・目標	ア 治療と仕事の両立を支援する社会的仕組みづくりに取り組む。
取組結果	<p>ア 治療と仕事の両立支援に関する取組の促進</p> <p>① 各労働基準監督署で実施した集団指導（17回）で両立支援ガイドラインの周知し、気運の醸成を図った。</p> <p>② 両立支援の事例集（案）を作成するとともに、札幌市保健所に「北海道地域両立支援推進チーム協議会」の構成員となるよう要請を行った。</p>
取組目標に対する下半期の主な取組	<p>ア ① 引き続き、両立支援ガイドライン、事例集等の周知を実施し、気運の醸成を図る。</p> <p>② 「北海道地域両立支援推進チーム協議会」を10月に実施する。</p>
担当部署	労働基準部健康課

重要課題	2 労働基準行政の重点施策
テーマ	(5) 最低賃金制度の適切な運営等
取組の方向・目標	ア 北海道最低賃金審議会の円滑な運営を図るとともに、最低賃金の周知・徹底及び履行確保を効果的に推進する。改定された最低賃金額の周知に際し、市町村広報誌への掲載率を100%とすることを目標とする。
取組結果	<p>ア 最低賃金対策の推進</p> <p>道内経済動向や地域の実情、新型コロナウイルスの影響等を踏まえた北海道地方最低賃金審議会の運営に努め、8月11日に審議会より答申を受け、現行どおりの最低賃金額に決定した。【資料2-2】</p>
取組目標に対する下半期の主な取組	<p>ア ① 最低賃金の周知広報について、今年度は北海道最低賃金額の改定がないため、市町村広報誌への掲載依頼を見送り、本省作成のポスター・リーフレット、及び中小企業・小規模事業者への各種支援策としての助成金、北海道働き方改革推進支援センターのリーフレットを10月に地方公共団体、商工会議所、商工会、労働者・使用者団体等（約1,090団体）に配布し周知を行う。</p> <p>また、特定最低賃金についても改正決定後に、北海道最低賃金と併せた北海道局独自ポスター等を作成し周知を行う。</p> <p>② 最低賃金の履行確保を図るため、問題があると考えられる事業場に対し、第4四半期に監督指導を実施する。</p>
担当部署	労働基準部賃金室

重要課題	2 労働基準行政の重要施策
テーマ	(6) 労災補償対策の推進
取組の方向・目標	<p>ア 脳・心臓疾患、精神障害及び石綿関連疾患を含む業務上疾病事案は、的確な進行管理により、標準処理期間内に決定するよう努める。</p> <p>請求件数が増加している中においても、年度末における標準処理期間を超える長期未決事案の件数を、令和元年度の23件以下とするように努める。【資料2-3】</p>
取組結果	<p>ア 標準処理期間内の迅速かつ公正な事務処理</p> <p>請求から6か月以上経過となっている未決事案の件数は、9月末現在において次のとおり。()内は昨年同期の件数。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 脳・心臓疾患 5件(2件) ② 精神障害 8件(15件) ③ 石綿関連疾患 13件(5件) ④ その他 8件(6件) 計34件(28件) <p>各労働基準監督署の長期未決事案の処理状況を毎月確認しつつ、事案ごとの課題を的確に把握して必要な指示を行った。</p>
取組目標に対する下半期の主な取組	<p>ア 引き続き各労働基準監督署の長期未決事案の処理状況を毎月確認しつつ、事案ごとの課題を的確に把握して必要な指示を行う。</p> <p>なお、6か月以上の長期未決事案が多い労働基準監督署に対しては、引き続き必要に応じて担当監察官が労働基準監督署開催の事案検討会に出席する等して、労働局と労働基準監督署が一体となって長期未決事案の早期解消に向けて必要となる対応を積極的に行う。</p>
担当部署	労働基準部労災補償課

重要課題	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(1) 地域の実情に即した雇用対策の推進
取組の方向・目標	ア 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進 (ア) 良質求人確保と求人充足支援の強化を図り、求人充足件数 53,100 件以上、就職件数（常用）53,900 件以上、雇用保険受給資格者の早期再就職件数 21,807 件以上を目指す。
取組結果	<p>(ア) 求人者・求職者サービスの推進</p> <p>① 求人充足支援の強化等による求人サービスの充実を図るため、求人受理時において、より良い人材確保のため正社員求人のメリットや重要性を説明することや、求人更新の際の条件緩和指導により、正社員求人への転換の勧奨を実施した。また、求人記載内容の相談を行うなどによりマッチングの強化に努めた。</p> <p>【充足件数】 23,046 件（9 月末現在）</p> <p>【正社員求人数】 78,767 件（9 月末現在）</p> <p>② 求人票の記載内容と実態が異なる旨の申出等があったときは、速やかに事実確認を行い、関係機関との連携の下、事案への迅速かつ組織的な対応を徹底した。</p> <p>③ 個々の求職者の状況に応じたサービスの推進として、ハローワークの就職支援メニューを活用した積極的な支援のほか、相談窓口の利用促進を図った。</p> <p>【就職件数】 23,206 件（9 月末現在）</p> <p>④ 雇用保険受給者に対しては、早期再就職のメリットを丁寧に説明することや、給付制限対象者に来所勧奨を促した。</p> <p>【早期再就職件数】 8,571 件（7 月末現在）</p>
取組目標に対する下半期の主な取組	<p>(ア) ① 引き続き、正社員求人の確保に向けた取り組みを実施し、良質求人の確保と求人充足支援を実施し目標達成を目指す。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症の感染状況に留意しながら、ミニ面接会や企業説明会の実施を行うほか、求人充足会議、求人担当者制の取組によりマッチングの強化に努め、求人充足数を高める。</p> <p>③ 応募書類の作成支援や模擬面接などの就職支援メニューの周知を徹底し積極的に支援を行うとともに、相談窓口の利用促進を図り、就職件数を高める。</p> <p>④ 雇用保険受給者に対しては、引き続き上半期と同様に取り組む。</p>
担当部署	職業安定部職業安定課

重要課題	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(1) 地域の実情に即した雇用対策の推進
取組の方向・目標	イ 人材不足分野等における人材確保対策の推進 (ア) 人材確保対策として、求職者に対する、人材不足が深刻化している福祉、建設、警備及び運輸等の分野の魅力の発信、求人者ニーズを踏まえた求人充足支援等を積極的に展開するとともに、関係機関と連携したマッチング促進に向けた取組を行う。
取組結果	(ア) 人材不足分野等における人材確保対策の推進 ① 福祉分野の人材確保支援 <ul style="list-style-type: none"> 北海道福祉人材センター・ハローワーク連携事業連絡調整会議 令和2年7月9日(木)・・・文書開催 北海道ナースセンター・ハローワーク連携事業連絡調整会議 令和2年7月9日(木)・・・文書開催 保育士マッチング強化プロジェクトの取組 令和2年9月22日、ハローワーク旭川において「旭川市保育士・幼稚園教諭進学・就職説明会」を開催した。 ② 建設、警備及び運輸分野への人材確保支援 <ul style="list-style-type: none"> 北海道人材確保対策推進協議会「建設・警備・運輸分野部会」 令和2年7月9日(木)・・・文書開催 北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会 令和2年11月17日(火)開催予定
取組目標に対する下半期の主な取組	(ア) 引き続き、ハローワークの「人材確保対策コーナー」を中心に、業界団体等関係機関との連携、企業説明会・面接会を開催するなど、人材不足分野の人材確保に向けた求人充足支援及び求職者支援を行い、マッチング支援を推進していく。 ① 福祉分野の人材確保支援 介護・看護関係については、新型コロナウイルス感染防止の観点から、小規模な面接会等を複数回開催予定。 <ul style="list-style-type: none"> 保育士マッチング強化プロジェクトの取組 令和2年12月13日、ハローワーク札幌、札幌東、札幌北において「SAPPORO 保育園オンラインミーティング2020」を開催予定。 ② 建設、警備及び運輸分野への人材確保支援 <ul style="list-style-type: none"> 北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会 令和2年11月17日(火)開催予定(再掲)
担当部署	職業安定部職業安定課

重要課題	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(1) 地域の実情に即した雇用対策の推進
取組の方向・目標	<p>ウ 職業能力開発による就職等支援</p> <p>(ア) 潜在的な対象者等に対し公的職業訓練の周知・広報を行うとともに、地域ニーズに応じた訓練コースの設定を行い、適切な受講あっせんに努め、訓練受講者に対する就職支援を積極的に行う。</p> <p>公的職業訓練の訓練修了3か月後の就職件数 2,947 人以上を目指す。就職率は、公共職業訓練の「施設内訓練」で80%以上、「委託訓練」で75%以上を、また、求職者支援訓練の「基礎コース」で60%以上、「実践コース」で65%以上を目指す。</p> <p>(イ) ジョブ・カード制度の普及・活用促進を図る。</p> <p>(ウ) 人材開発支援助成金の活用により、労働者のキャリア形成の促進を支援する。</p>
取組結果	<p>(ア) 公的職業訓練の周知・広報、地域ニーズに応じた公的職業訓練の設定と訓練受講者への就職支援</p> <p>① 公的職業訓練の周知・広報</p> <p>ハロートレーニングアンバサダー（AKB48メンバー）による訓練体験記事をホームページに掲載したほか、北海道庁ホームページに体験動画を掲載し、広報の強化を図った。</p> <p>② 地域ニーズに応じた公的職業訓練の実施</p> <p>新型コロナウイルスの影響による離職者の増加を想定した、令和2年度第一次補正予算による求職者支援訓練の定員数拡充に対応するため、緊急ニーズ調査を実施し、調査結果を関係機関と共有することで、ニーズに基づいた訓練コースの開講に向け連携を図った。また、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構と事業者情報を共有し、訓練コース開拓のためダイレクトメールを180社に発出した。</p> <p>③ 訓練受講者の確保と就職支援</p> <p>(令和元年10月～令和2年3月修了後3か月後の就職状況)</p> <p>訓練修了前からのハローワークへの誘導により個別支援につなげている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共職業訓練受講修了者 <ul style="list-style-type: none"> 【就職件数】 2,017 人 【就職率】 「施設内訓練」87.1%、「委託訓練」74.5% ・ 求職者支援訓練修了者 <ul style="list-style-type: none"> 【就職件数】 257 人 【就職率】 「基礎コース」67.3%、「実践コース」59.7% <p>(イ) ジョブ・カード取得の促進</p> <p>【ジョブ・カード取得者数】 12,257 人（令和2年3月末）</p>

	<p>(ウ) 人材開発支援助成金の周知によるキャリア形成の促進</p> <p>【計画申請件数】 818 件 (9 月末現在)</p> <p>【支給決定件数】 558 件 (9 月末現在)</p>
<p>取組目標に対する下半期の 主な取組</p>	<p>(ア) 求職者ニーズに基づいた訓練コースの開講や、新規訓練実施者の開拓のため、関係機関との更なる連携を図る。</p> <p>また、ハロートレーニングアンバサダーの動画素材等を活用し、周知を継続するとともにコロナ禍による離職者に対して、適切な受講あっせん及び訓練期間中からの積極的な就職支援の実施により就職件数の増加を図る。</p> <p>(イ) 応募書類としての利用のみならず、キャリア・プランニングのためのツールとしての活用を促すための周知・広報を積極的に実施し、取得者数の増加を図る。</p> <p>(ウ) 引き続き助成金制度の周知・広報により活用を促進し、労働者のキャリア形成の促進を支援する。</p>
<p>担当部署</p>	<p>職業安定部訓練室</p>

重要課題	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(1) 地域の実情に即した雇用対策の推進
取組の方向・目標	<p>エ 地方公共団体等と連携した地域雇用対策の推進</p> <p>(ア) 地方公共団体等との連携・協力関係をより強化し、一体となった就職支援を推進する。</p> <p>(イ) 地域雇用開発助成金の活用により、雇用機会の創出を推進する。</p> <p>(ウ) 地域の自発性を活かしつつ、雇用機会の創出を推進する。</p>
取組結果	<p>(ア) 地方公共団体との連携・協力による一体的実施</p> <p>① 労働分野における国と地方公共団体との連携</p> <p>北海道と当局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の3者で締結した「令和2年度北海道労働政策協定」において、多様な働き手に対する就職支援、産業振興と雇用創出の一体的な取組、職業能力開発機会の拡大とキャリア形成に向けた支援、就業環境整備の推進等に取り組んでいる他、札幌市と締結した「令和2年度雇用対策協定」においては、包括的な求職者・求人者支援、女性の活躍推進及び雇用環境の改善、若年者に対する就職支援と人口還流に向けた取組、高齢者の掘り起し及び雇用機会の拡大に取り組んでいる。</p> <p>② 地方公共団体と労働局の協定に基づく一体的実施の推進</p> <p>地方自治体からの提案を基に国と地方自治体との間で協定を締結し、事業目標を定め、国が行う雇用施策と地方自治体が行う業務の一体的実施事業を実施した（北海道2か所、札幌市9か所、函館市2か所、旭川市2か所、北見市1か所、釧路市1か所の他、委託事業を実施）。</p> <p>【委託事業】</p> <p>(北海道)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規高等学校卒業予定者に係る採用意向調査（8月～9月実施、調査対象15,340社） ・ オンライン方式学生合同企業説明会（1回目 10月8日、9日開催予定、参加企業80社、学生700人以上を予定。2回目 11月5日、6日開催予定、参加企業80社、学生500人以上を予定。） ・ 職場見学会6圏域7回予定（10月末頃以降に実施予定。） ・ オンライン方式U・Iターンフェア（12月4日、5日開催予定、参加企業60社、来場者200人以上を予定。） <p>(札幌市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「働きたいママのための就活準備セミナー」（前期10月～12月に20日間、後期1月～3月に20日間実施予定。） <p>(旭川市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若年及び高年齢求職者を対象とした職場見学会（9月から若年向け3回、高年齢者向け3回実施予定）

・企業説明会（2月に1回実施予定）

- ③ 市町村連携型ふるさとハローワークによる就職支援
- ・ ふるさとハローワークでの就職件数（9月までの累計（ ）は前年同期）
北広島市 151 件（289 件）、恵庭市 154（196 件）、登別市 135 件（200 件）、美唄市 126 件（147 件）、石狩市 134 件（208 件）
- ④ 地方創生にかかるU・Iターン事業での連携と雇用機会の創出
北海道と連携し、「北海道U・Iターンフェア」を開催（令和2年12月予定）
- 【再掲】

（イ）雇用機会の創出に対する支援

同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域又は特定有人国境離島等地域において、地域雇用開発助成金の活用促進を図り、事業所の設置・整備や創業に伴って地域求職者を雇い入れた事業主に対する支援を行う。

【計画書受理件数】 14 件（9月末現在）

【支給決定件数】 40 件（9月末現在）

（ウ）地域雇用対策の推進

- ① 実践型地域雇用創造事業及び地域雇用活性化推進事業の活用促進

地域雇用活性化推進事業の活用へ向けた情報を令和2年4月に北海道内全179市町村へメールによる提供を実施。その結果、北見市及び釧路市の協議会から事業構想提案があり、北見市及び釧路市ともに採択され、令和2年10月から事業実施予定となっている。【資料2-4】

実践型地域雇用創造事業を実施する2地域（小樽市、平取町）、並びに地域雇用活性化推進事業を実施する南知床4町（中標津町、標津町、別海町、羅臼町）地域については、地域を管轄するハローワークと事業を実施する協議会が連携を図り、事業主や求職者ニーズに係る情報提供等を行うとともに、各協議会への事業進捗に係る助言等の援助を行い、地域の雇用の創造や活性化に向けた取組を実施した。

- ② 北海道による産業施策や経営支援等と一体となって魅力ある雇用環境を創造・整備する取組の支援

令和元年度より北海道が実施している地域活性化雇用創造プロジェクトについて、北海道が実施するセミナー等のイベント周知をハローワークが実施する等、周知に係る協力を行った。【資料2-5】

<p>取組目標に対する下半期の 主な取組</p>	<p>(ア) ① 引き続き「北海道労働政策協定」、「雇用対策協定」に基づき地方公共団体と緊密に連携する。</p> <p>② 引き続き一体的実施事業を実施（北海道2か所、札幌市9か所、函館市2か所、旭川市2か所、北見市1か所、釧路市1か所及び委託事業）。</p> <p>③ 引き続きふるさとハローワークにおいて就職支援を実施する（利用者の減少が見られる施設については、地方自治体と周知活動をはじめ連携を強化し、利用勧奨に努める）。</p> <p>④ 引き続き北海道等と緊密に連携し、事業に取り組んでいく。</p> <p>(イ) 引き続き制度の活用促進を図り、事業所の設置・整備や創業に伴って地域求職者を雇い入れた事業主に対する支援を行う。</p> <p>(ウ) ① 実践型地域雇用創造事業及び地域雇用活性化推進事業の実施地域への雇用活性化の取組を支援するとともに、地域雇用活性化推進事業への応募検討地域及び採択地域に対して効果的に事業が実施されるよう地域雇用活性化支援アドバイザーを活用しながら引き続き協力、連携を図ることとする。</p> <p>② 引き続き北海道と効果的な事業が実施されるように連携を図ることとする。</p>
<p>担当部署</p>	<p>職業安定部職業安定課、職業対策課</p>

重要課題	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(1) 地域の実情に即した雇用対策の推進
取組の方向・目標	<p>オ 重層的なセーフティネットの構築</p> <p>(ア) 地方公共団体と緊密な連携を図り、生活保護受給者等の支援対象者数 5,070 人以上、就職者数 3,403 人、就職率 67%以上を目指す。</p> <p>(イ) 職業訓練の受講希望者に対し職業訓練受講給付金の周知を図り、給付金の支給により職業訓練受講期間中の生活を支援する。</p> <p>(ウ) 雇用保険制度の活用により雇用のセーフティネットを確保する。</p> <p>(エ) 雇用調整助成金の活用により失業の予防を図る。</p>
取組結果	<p>(ア) 生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進等</p> <p>令和 2 年 5 月から、ハローワーク札幌、札幌東及び札幌北に、新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮となった者を対象とする「住居・生活及び就職に関する相談窓口」を設置。9 月末までの相談件数 479 件。</p> <p>【支援対象者】 2,490 人 【就職者】 1,415 人 【就職率】 56.8% (令和 2 年 9 月)</p> <p>(イ) 求職者支援制度による訓練受講者への支援</p> <p>本給付金対象となる就職氷河期世代の不安定就労者等を対象とした再チャレンジ支援事業の周知を図り、利用促進を図った。</p> <p>【職業訓練受講給付金初回受給者数】</p> <p>(令和 2 年 9 月) 385 人 (令和元年度) 658 人 (平成 30 年度) 800 人</p> <p>(ウ) 雇用保険制度によるセーフティネットの確保</p> <p>失業等給付を支給することによる求職活動の支援。</p> <p>【受給資格決定件数】 38,553 件 (9 月末現在)</p> <p>【受給者実人員】 21,718 人 (月平均) (9 月末現在)</p> <p>【支給金額】 15,735,114 千円 (9 月末現在)</p> <p>(エ) 雇用調整助成金を活用した企業の雇用維持努力への支援の実施</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響に伴い経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、特例措置を拡充し利用促進を図った。</p> <p>① 雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症特例措置関係)</p> <p>【支給申請件数】 44,821 件 (9 月末現在)</p> <p>【支給決定件数】 41,430 件 (9 月末現在)</p> <p>② 雇用調整助成金 (特例措置以外)</p> <p>【計画書受理件数】 17 件(9 月末現在)</p> <p>【支給決定件数】 17 件(9 月末現在)</p>

<p>取組目標に対する下半期の 主な取組</p>	<p>(ア) 地方公共団体（福祉事務所、自立相談支援機関）と一層の連携を図り、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者に対して、生活保護受給者等就労自立促進事業による就職支援を積極的に実施する。</p> <p>(イ) 雇用保険等を受給できずに失業した不安定就労者等に対して、安定した就職を実現するため、受講給付金を活用した職業訓練の受講促進を図る。</p> <p>(ウ) 引き続き適正な給付による求職活動の支援に努める。</p> <p>(エ) 雇用調整助成金を効果的に活用し、労働者の雇用の維持を図った事業主への支援に取り組んできたところである。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を支援するため申請書類の簡素化や支給額の上限の引き上げ等の特例措置を拡充したことや特例措置を12月末まで延長したことに伴い申請は大幅に増加しているが、引き続き迅速な支給に努める。</p>
<p>担当部署</p>	<p>職業安定部職業安定課、職業対策課、訓練室</p>

重要課題	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(2) 求職者の状況に応じた就職等の支援
取組の方向・目標	ア 季節労働者の通年雇用化の推進と雇用の安定等 (ア) 季節労働者に対するきめ細かな就職支援により通年雇用を促進する。
取組結果	<p>(ア) 季節労働者に対するきめ細やかな就職支援による通年雇用化の促進</p> <p>① 職業相談、職業紹介の充実 【支援開始者】 843人(9月末現在) 【就職者数】 602人(うち常用356人)(9月末現在)</p> <p>② 求人確保等</p> <p>③ 通年雇用助成金制度の活用による通年雇用化の推進 【申請事業所数】 3,375事業所(令和元年度分実績(速報値)) 【申請対象労働者数】 8,335人</p> <p>④ 通年雇用促進支援事業の実施 【実施協議会数】 42協議会</p> <p>⑤ 地域関係機関との連携による雇用の安定</p>
取組目標に対する下半期の主な取組	<p>(ア) ① 就職支援ナビゲーターが職業訓練、各種セミナー、個別求人開拓などの支援メニューを活用し、きめ細かな就職支援を引き続き実施する。</p> <p>② 季節労働者の通年雇用化を推進するため、通年雇用助成金の活用について、ハローワークの窓口のほか、事業所訪問時や各種会議等の機会を捉え事業主に対し引き続き積極的な周知を行う。</p> <p>③ 各地域の通年雇用促進協議会に対し、各種情報や指標の提供などを行うほか、協議会が実施する事業メニューの周知やセミナーへの講師派遣など、協議会と効果的な連携を図り季節労働者の通年雇用を促進する。</p> <p>④ 北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会(11月17日(火)開催予定)に出席し、関係機関と情報共有、連携を図る。</p>
担当部署	職業安定部職業対策課

重要課題	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(2) 求職者の状況に応じた就職等の支援
取組の方向・目標	イ 刑務所出所者等に対する就労支援の推進 (ア) 刑務所出所者等の就労を支援する。
取組結果	<p>(ア) 刑務所出所者等の就労支援</p> <p>① 就労支援事業による就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 刑務所出所者等就労支援事業（矯正施設入所者関係）（9月末現在） 【支援開始者数】 201人 【紹介就職者数】 49人 ※ 網走刑務所が就労支援強化矯正施設に追加指定され、令和2年7月から就職支援ナビゲーターの駐在を開始。 刑務所出所者等就労支援事業（保護観察対象者関係）（9月末現在） 【支援開始者数】 59人 【紹介就職者数】 17人 <p>② 北海道が開催する実施する「北海道再犯防止推進会議」への参画 【開催日】 令和2年7月（書面開催）、令和2年9月2日（専門部会）</p>
取組目標に対する下半期の主な取組	<p>(ア) ① 刑務所出所者等への就労支援が円滑に行われるよう、引き続き矯正施設、保護観察所と連携を図る。 矯正施設での職業講話の実施や矯正施設、保護観察所からの要請を受け、個別支援により就職促進を図る。 就労支援強化矯正施設に指定されている月形刑務所、札幌刑務所・札幌刑務支所、網走刑務所については、引き続き就職支援ナビゲーターが駐在して、矯正施設との連携を図りながら支援対象者への就職支援を行う。</p> <p>② 「北海道再犯防止推進会議」に参画し、引き続き関係機関とのネットワーク構築を図る。</p>
担当部署	職業安定部職業対策課

重要課題	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(3) 民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進
取組の方向・目標	ア 労働力需給調整事業が適正に運営されるよう、関係法令の周知を徹底するとともに、法違反が疑われる労働者派遣事業者及び職業紹介事業者等に対する指導監督に万全を期す。
取組結果	<p>ア 労働力需給調整事業の適正運営</p> <p>(ア) 労働者派遣制度の周知・啓発</p> <p>(※以下の講習会等は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、7月(一部8月)まで中止。)</p> <p>① 労働者派遣事業講習会(9月末現在)</p> <p>新規に労働者派遣事業を行う予定の事業主等に対し、制度の周知、許可要件及び留意点について説明を実施している。</p> <p>【開催回数】 1回(令和元年度 7回)</p> <p>【参加人数】 1人(令和元年度 21人)</p> <p>② 労働者派遣セミナー(9月末現在)</p> <p>求職者等を対象として、派遣制度のしくみなどの説明を実施している。</p> <p>【開催回数】 2回(令和元年度 16回)</p> <p>【参加人数】 8人(令和元年度 314人)</p> <p>③ 同一労働同一賃金説明会(9月末現在)</p> <p>派遣元先事業所を対象として、制度の内容について説明を実施している。</p> <p>【開催回数】 3回</p> <p>【参加人数】 13社(15人)</p> <p>(イ) 職業安定法の周知・啓発</p> <p>事業主・業界団体講習会への講師派遣(9月末現在)</p> <p>【派遣回数(人数)】 1回(1名)</p> <p>【参加人数】 8社37人</p> <p>(ウ) 厳正な指導監督等の実施</p> <p>(新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、必要最低限の指導のみを実施。)</p> <p>① 労働者派遣事業所(派遣元、派遣先、請負事業者が対象)(9月末現在)</p> <p>【実施件数】 50件(令和元年度 400件)</p> <p>② 労働基準監督署との共同監督(9月末現在)</p> <p>【実施件数】 0件(令和元年度 2件)</p> <p>③ 職業紹介事業所(9月末現在)</p> <p>【実施件数】 2件(令和元年度 84件)</p> <p>④ 需給調整連絡会議</p>

	<p>労働基準部監督課及び雇用環境・均等部指導課と情報共有及び連携強化を図っている。</p> <p>【開催回数】 2回開催予定（第1回 令和2年6月17日開催）</p>
<p>取組目標に対する下半期の主な取組</p>	<p>ア 引き続き、次のとおり取り組むこととし、特に、上半期は新型コロナウイルス感染症の影響から、十分に実施できなかった事業所への訪問指導を重点的に実施する。</p> <p>① あらゆる機会を通じて、労働者派遣事業制度及び職業安定法の周知・啓発の徹底を図る。</p> <p>② 労働者派遣事業関係において、派遣労働者の同一労働同一賃金に関する内容及び、派遣受け入れ期間の制限及び雇用安定措置に関する内容に重点を置いた指導監督を実施する。</p> <p>また、労働基準監督署との連携を含め、いわゆる偽装請負への指導監督を実施する。</p> <p>③ 職業紹介事業関係において、医療・介護従事者及び保育士に係る職業紹介事業者を通じた就職者の早期離職問題を受けて、関係職業紹介事業者への制度等の周知や指導監督を実施する。</p>
<p>担当部署</p>	<p>職業安定部需給調整事業課</p>

重要課題	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(4) 雇用保険制度の適正な運営
取組の方向・目標	<p>ア 適正な雇用保険適用業務の推進に努める。</p> <p>イ 雇用保険受給者の早期再就職の促進に努める。</p> <p>ウ 不正受給の防止と返納金債権の適正な管理を図る。</p> <p>エ 電子申請の利用促進と届出処理の短縮化を図る。</p> <p>オ マイナンバーの適切な取扱いの徹底を図る。</p>
取組結果	<p>ア 適正な雇用保険適用業務の推進</p> <p>適正な雇用保険適用業務の推進を図るため、雇用保険制度の積極的な周知及び実地調査を行う。</p> <p>① 事業所訪問指導 【予定数】 56 件（コロナウイルス感染予防対策のため縮小）</p> <p>② 労働保険事務組合担当者研修会 コロナウイルス感染予防対策のため研修会を中止し、資料配付とする。</p> <p>イ 雇用保険受給資格者の早期再就職の促進</p> <p>再就職手当等の就職促進給付の周知を行い、雇用保険受給者の早期再就職を図る。</p> <p>① 再就職手当（9月末現在） 【支給件数】 8,997 件 【支給金額】 3,679,131 千円</p> <p>② 受給資格決定件数に対する早期再就職件数（7月末現在） 【受給資格決定件数】 29,144 件 【早期再就職件数】 8,571 件 【早期再就職の割合】 29.4%</p> <p>ウ 不正受給の防止と返納金債権の適正な管理</p> <p>雇用保険制度の周知徹底と窓口指導を強化し、不正受給の防止を図る。</p> <p>【不正受給件数】 76 件（9月末現在） 【不正受給金額】 14,235,444 円（9月末現在） 【収納済額】 10,163,759 円（9月末現在）</p> <p>エ 電子申請の利用促進と届出処理の短縮化</p> <p>電子申請の積極的な利用勧奨を行い、利用促進を図る。</p> <p>① 雇用保険資格取得届（8月末） 【電子申請件数】 64,076 件 【電子申請率】 33.2%</p> <p>② 雇用保険資格喪失届（8月末） 【電子申請件数】 54,762 件 【電子申請率】 37.7%</p> <p>③ 高年齢雇用継続給付関係（8月末） 【電子申請件数】 22,923 件 【電子申請率】 49.9%</p>

	<p>オ マイナンバーの適切な取扱い</p> <p>マイナンバーの記載が必要である周知を行うとともに、適切な取扱いのための必要な安全管理措置を講じる。</p> <p>① 職員を対象とした研修 全てのハローワーク（22所）で実施（4月）</p> <p>② マイナンバー取得率（6月末現在）</p> <table border="0"> <tr> <td>【離職票 - 1】</td> <td>96.25%</td> </tr> <tr> <td>【資格喪失届】</td> <td>85.75%</td> </tr> <tr> <td>【高年齢雇用継続給付】</td> <td>90.81%</td> </tr> </table>	【離職票 - 1】	96.25%	【資格喪失届】	85.75%	【高年齢雇用継続給付】	90.81%
【離職票 - 1】	96.25%						
【資格喪失届】	85.75%						
【高年齢雇用継続給付】	90.81%						
<p>取組目標に対する下半期の主な取組</p>	<p>事業所訪問指導等の取組を通じて適正な適用業務を推進するとともに、電子申請による手続きの利用促進のための周知に取り組む。</p> <p>また、適正な給付に努めるとともに、再就職手当の周知により雇用保険受給者の早期再就職促進を図る。</p>						
<p>担当部署</p>	<p>職業安定部職業安定課</p>						

重要課題	4 労働保険適用徴収行政の重点施策
テーマ	(1) 公平・的確な労働保険の運営
取組の方向・目標	<p>ア 労働保険の未手続事業一掃対策の推進 令和2年度の成立目標件数 1,420件</p> <p>イ 労働保険料等の適正徴収等 (ア) 収納率の維持 (イ) 年度更新の円滑な実施 (ウ) 雇用保険率等の周知・徹底</p> <p>ウ 労働保険事務組合の監査・指導</p> <p>エ 電子申請の利用促進</p> <p>オ 口座振替納付の利用促進</p>
取組結果	<p>ア 労働保険の未手続事業一掃対策の推進 未手続対象事業数(新規把握事業を含む)は、9月末現在 964件、解消事業場数 608件、成立件数 500件、成立目標件数の達成率は 35.2%。</p> <p>イ 労働保険料等の適正徴収等 (ア) 収納率は 36.70%。 (イ) 9月末現在の提出率は、93.6%。前年同期より 3.9%下回った。 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、労働保険料等の申告・納付期限(年度更新期間)について令和2年8月31日まで延長することとなった。 従来は6月1日から7月10日まで。 (ウ) ホームページ、各種広報誌に掲載依頼し積極的に周知活動を行った。</p> <p>ウ 労働保険事務組合の監査・指導 労働保険事務組合の監査・指導については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から今年度は中止とし、雇用調整助成金、休業支援金支給業務に人員を割くこととした。</p> <p>エ 電子申請の利用促進 電子申請率は 14.02%、前年同期を 4.97%上回った(9月末現在)。</p> <p>オ 口座振替納付の利用促進 関係団体への文書要請、当局ホームページ、年度更新リーフレット、各種広報誌への掲載依頼による周知を行った。</p>

<p>取組目標に対する下半期の主な取組</p>	<p>ア 引続き成立目標件数を 1,420 件とし、未手続事業の積極的かつ的確な把握・加入勧奨を計画的に実施する。</p> <p>イ 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を実施したうえで適正徴収等を行う。</p> <p>ウ 令和 2 年 4 月 1 日から特定法人について、一部手続きの電子申請が義務化されたことから、引続き各種関係団体等に対して、あらゆる機会を捉えて電子申請の利用促進に向けた協力をお願いする。</p> <p>エ 引続き各種関係団体等に協力をお願いし、口座振替による納付のメリット、申込方法について事業主等へ周知する。</p>
<p>担当部署</p>	<p>総務部労働保険徴収課</p>

令和2年度北海道労働局の行政目標（数値目標）

I 北海道労働局における最重要課題・目標

	最重要施策	数値目標及び目標値設定の根拠	進捗状況
1	長時間労働の是正や労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備	【目標値】 ・全産業の死亡災害について過去最少（62人）の更新を目指す 【目標設定の根拠】 ・平成29年死亡者数81人×0.8=64人≧令和4年死亡者数 ※達成のため過去最少人数を更新していく必要がある。	死亡者数 32人 平成29年9月比 34.7%減 （9月末現在）
2	就職氷河期世代活躍支援プランの実施	【目標値】 ・正規雇用に結びついた不安定就労者数4,300人以上 【目標設定の根拠】 「不安定な就労状態にある方」北海道23,300人／全国541,700人 $\times 100 \div 4.3\%$ $30\text{万人（国の目標）} \times 4.3\% = 12,900\text{人（北海道の3年間の目標）}$ $1\text{年間の目標は} 12,900\text{人} \div 3 = 4,300\text{人}$	ハローワークによる就職氷河期世代の正社員就職者数 1,131人（6月末現在）
3	若者に対する就職支援	【目標値】 ・新規高卒者の就職内定率について、前年度実績以上を目指す ・フリーター等の正社員就職数について、12,231人以上を目指す 【目標設定の根拠】 ・本省より示された、令和2年度公共職業安定所のマッチング機能に関する業務目標に準じる。	・新規高卒者の職業紹介状況は10月分から公表予定。また、新規高卒者の求職・就職状況については、令和3年3月末時点の状況を公表予定。 ・ハローワークによるフリーター等（就職氷河期世代を含む）の正社員就職数 2,406人（6月末現在）
4	障害者、難病患者及びがん患者等の活躍促進等	【目標値】 ・ハローワークの紹介による障害者の就職件数について前年度実績以上を目指す 【目標設定の根拠】 ・本省より示された、令和2年度公共職業安定所のマッチング機能に関する業務目標に準じる。	ハローワークによる障害者就職件数 （9月末現在） 【新規求職者申込件数】 5,097件 【就職件数】 2,208件（前年度4,728件）

II 労働行政の重要課題・目標

	重要施策	数値目標及び目標値設定の根拠	進捗状況
1	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進	【目標値】 ・報告徴収における指導事項の是正率を年度末において9割以上 【目標設定の根拠】 ・報告徴収は年度内に計画的かつ随時行い10割の是正を目指すことは当然のところ、年度末の3月に実施し4月以降に是正という事案が想定されるため、年度末是正率を9割以上と設定したものの。	報告徴収実施 26件 ※ 報告徴収是正 12件 是正率 46.1% （9月末現在） ※ 令和2年9月より順次実施
2	個別労働関係紛争の解決の促進	【目標値】 ・あっせん申請受理後、2か月以内の完結率が85%（平成30年度実績）以上 【目標設定の根拠】 ・あっせんは簡易・迅速が特長であるため早期処理は当然のところ、新型コロナウイルス感染拡大によるあっせん開催延期等が想定されるため、前々年度実績（公表済みの直近値）の維持を目標設定したものの。	あっせん申請 130件 2か月以内完結 80件 2か月以内完結率 61.5% ※ （9月末現在） ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言等を踏まえ、年度当初から開催予定のあっせんに延期したため。

3	労働災害防止対策の推進	<p>【目標値】 食料品製造業、陸上貨物運送業及び第三次産業における ・死亡者数を平成29年と比較して、20%以上減少 ・休業4日以上の死傷者数を平成29年と比較して5%以上減少させる</p> <p>【目標設定の根拠】 ・第13次労働災害防止計画による</p>	<p>①食料品製造業 382人 平成29年同期比 4.9%増（18人増加）</p> <p>②陸上貨物運送業 533人 平成29年同期比 4.9%増（18人増加）</p> <p>③第三次産業（小売業・社会福祉施設・飲食店） 1,005人 平成29年同期比 20.2%増（169人増加） （9月末現在）</p>
4	最低賃金制度の適切な運営等	<p>【目標値】 ・改訂された最低賃金額の周知に際し、市町村広報誌への掲載率100%を目標</p> <p>【目標設定の根拠】 ・道内の全労働者及び全使用者に改定後の北海道最低賃金の周知を図るため。</p>	<p>今年度は、最低賃金額の改定がないため、市町村広報誌への掲載依頼を見送ることとした。</p>
5	労災補償対策の推進	<p>【目標値】 ・長期未決事案の件数を、対前年度以下とする</p> <p>【目標設定の根拠】 ・標準処理期間内の迅速・適正な処理のため</p>	<p>長期未決事案 ※ 34件 目標値 23件（11件増） （9月末現在） ※ 請求から6か月以上経過した件数</p>
6	職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進	<p>【目標値】 ・就職件数（常用）53,900件以上 ・求人充足件数53,100件以上 ・雇用保険受給者の早期再就職件数21,807件以上</p> <p>【目標設定の根拠】 ・本省より示された、令和2年度公共職業安定所のマッチング機能に関する業務目標に準じる。</p>	<p>9月末実績 ・就職件数 23,206件 ・求人充足件数 23,046件 ・雇用保険受給者の早期再就職件数 8,571件（7月末）</p>
7	職業能力開発による就職等支援	<p>【目標値】 ・公共職業訓練の修了3か月後の就職件数2,947人以上 ・就職率は公共職業訓練の「施設内訓練」で80%以上 ・「委託訓練」で75%以上 ・求職者支援訓練の「基礎コース」で60%以上 ・「実践コース」で65%以上</p> <p>【目標設定の根拠】 地域職業訓練実施計画による策定</p>	<p>9月末実績 2,274人 就職率（公共職業訓練） ・「施設内訓練」で87.1% ・「委託訓練」で74.5% 就職率（求職者支援訓練） ・「基礎コース」で67.3% ・「実践コース」で59.7%</p>
8	生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進	<p>【目標値】 ・地方公共団体と緊密な連携を図り、生活保護受給者等支援対象者数5,070人以上 ・就職者数3,403人 ・就職率67%以上を目指す</p> <p>【目標設定の根拠】 生活保護受給者等就労自立促進事業に係る雇用保険二事業目標</p>	<p>9月末実績 対象者数 2490人 就職者数 1,415人 就職率 56.8%</p>
9	労働保険未手続事業一掃対策の推進	<p>【目標値】 ・令和2年度の成立目標件数1,420件</p> <p>【目標設定の根拠】 行政改革推進会議の取りまとめ（平成28年11月28日）を踏まえ、令和2年度までに未手続事業を2割解消（平成27年度末時点（約400件）比）することを目標に、新規の未手続事業把握（約1,600～1,700件）も考慮の上、適用促進計画を策定</p>	<p>未手続対象事業数（新規把握事業を含む） 964件 解消事業場数 608件 成立件数 500件 成立目標件数の達成率 35.2% （9月末現在）</p>